

決 定 書

申立人 小樽地区労働組合会議

被申立人 小樽製パン株式会社

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

1 当事者の主張の要旨

(1) 申立人小樽地区労働組合会議（以下「樽労会議」という。）は、被申立人小樽製パン株式会社（以下「会社」という。）が、Aを雇用するにあたり、黄犬契約を締結し、かつ、同人を解雇したのは、樽労会議の組織化活動ないし組織拡大の萌芽を未然に阻んだものであって、労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であると主張し、黄犬契約締結の取消し、解雇撤回、陳謝文の掲示及び同文の新聞掲載を求めた。

(2) これに対して、会社は、Aとの黄犬契約を締結した事実はなく、同人は昭和50年12月20日任意退職したむねを主張し、かつ、樽労会議による申立ての却下を求めた。

(3) なお、Aは、当初樽労会議と連名で本件を申立てたが、昭和50年12月26日付をもって当委員会に申立てを取下げた。

2 樽労会議の資格の不適合

当委員会は、樽労会議の資格審査を行ったが、その結果は資格審査決定書記載のとおりで、樽労会議は、労働組合法上の労働組合とは認められない。

よって、当委員会は、労働組合法第5条第1項及び労働委員会規則第34条を適用して、

主文のとおり決定する。

昭和 51 年 4 月 23 日

北海道地方労働委員会

会長 南 部 農夫治